

# GPIFのガバナンス体制等

厚生労働省年金局

平成26年11月25日

# 現状のガバナンス体制について

被保険者

事業主

↓ 保険料

厚生労働大臣

年金制度の設計・年金財政の検証

任命

- 中期目標(運用利回り・リスク許容度等)を策定・指示
- 中期計画の認可

GPIF

運用委員会

【構成】

- 経済・金融に関し高い識見を有する者等(労使推薦の委員を含む)

【権能】

- 基本ポートフォリオ等資金運用の重要な方針の審議・議決
- ※現在は、実態として運用受託機関の選定等、執行に関わる事項についても議論
- 執行監視

基本ポートフォリオ等に係る審議・議決

執行に関する議論

任命

↑ 諮問・報告等

↓ 審議・議決案件の承認・執行監視

理事長

【権能】

- 中期計画を策定(決定には運用委員会の事前承認(議決)が必要)
- 日々の運用執行(運用受託機関の選定等は、実態として運用委員会に諮問)
- 理事長を補佐する理事(1名)の任命

基本ポートフォリオ等に係る最終的な意思決定

執行

厚生労働大臣が実施する事項

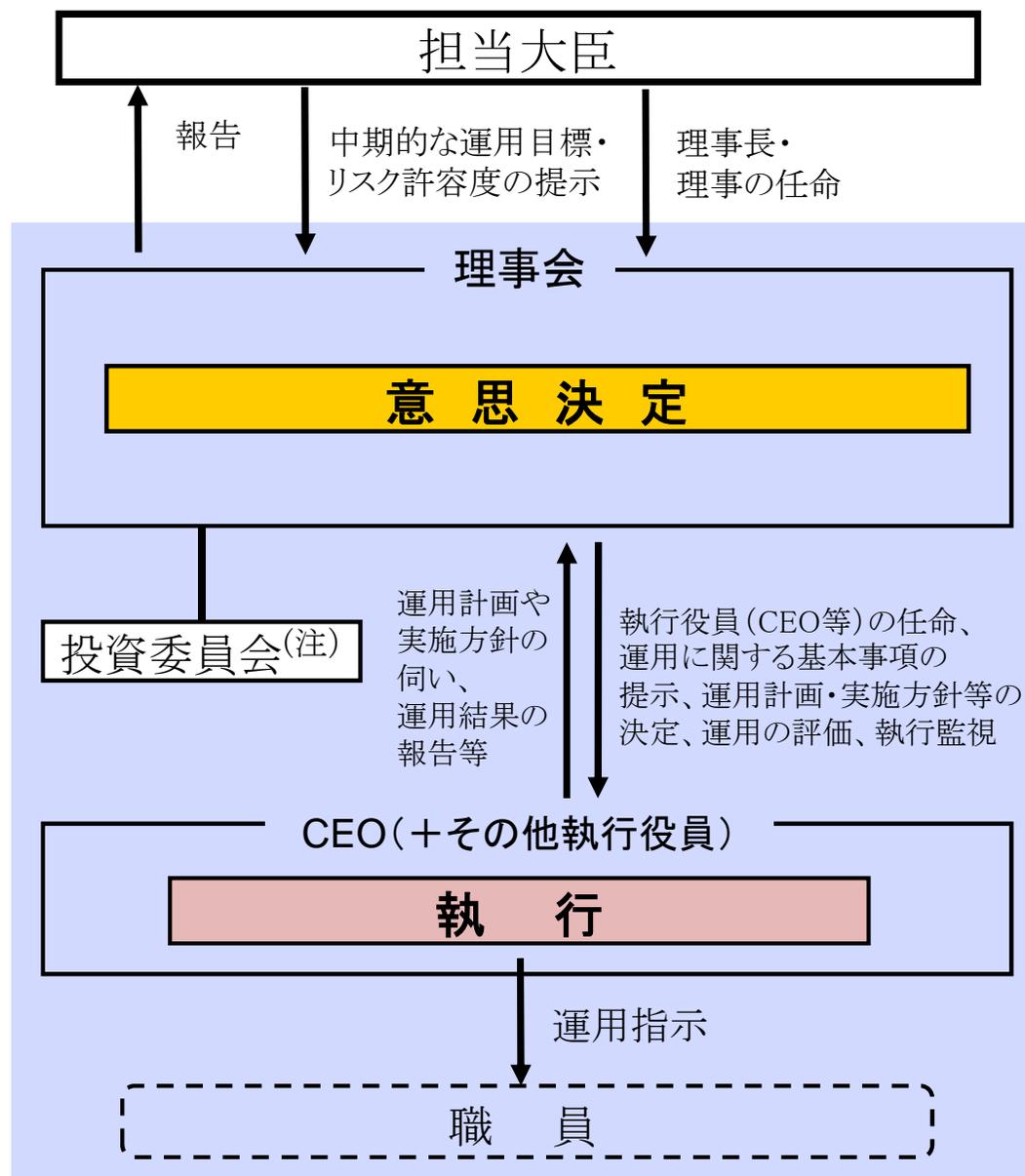
- 年金制度の設計・年金財政の検証・経済前提の設定
- 中期目標(運用利回り・リスク許容度等)を策定・指示
- 理事長、監事及び運用委員の任命
- 中期計画(基本ポートフォリオ含む)の認可(※)
- 独立行政法人評価委員会(委員は大臣任命)によるGPIFの業務実績の評価
- ※ 被用者年金一元化法施行(H27.10.1~)後は、管理運用の方針(基本ポートフォリオを含む)の承認も併せて実施

理事長が意思決定する事項

運用委員会の審議事項等

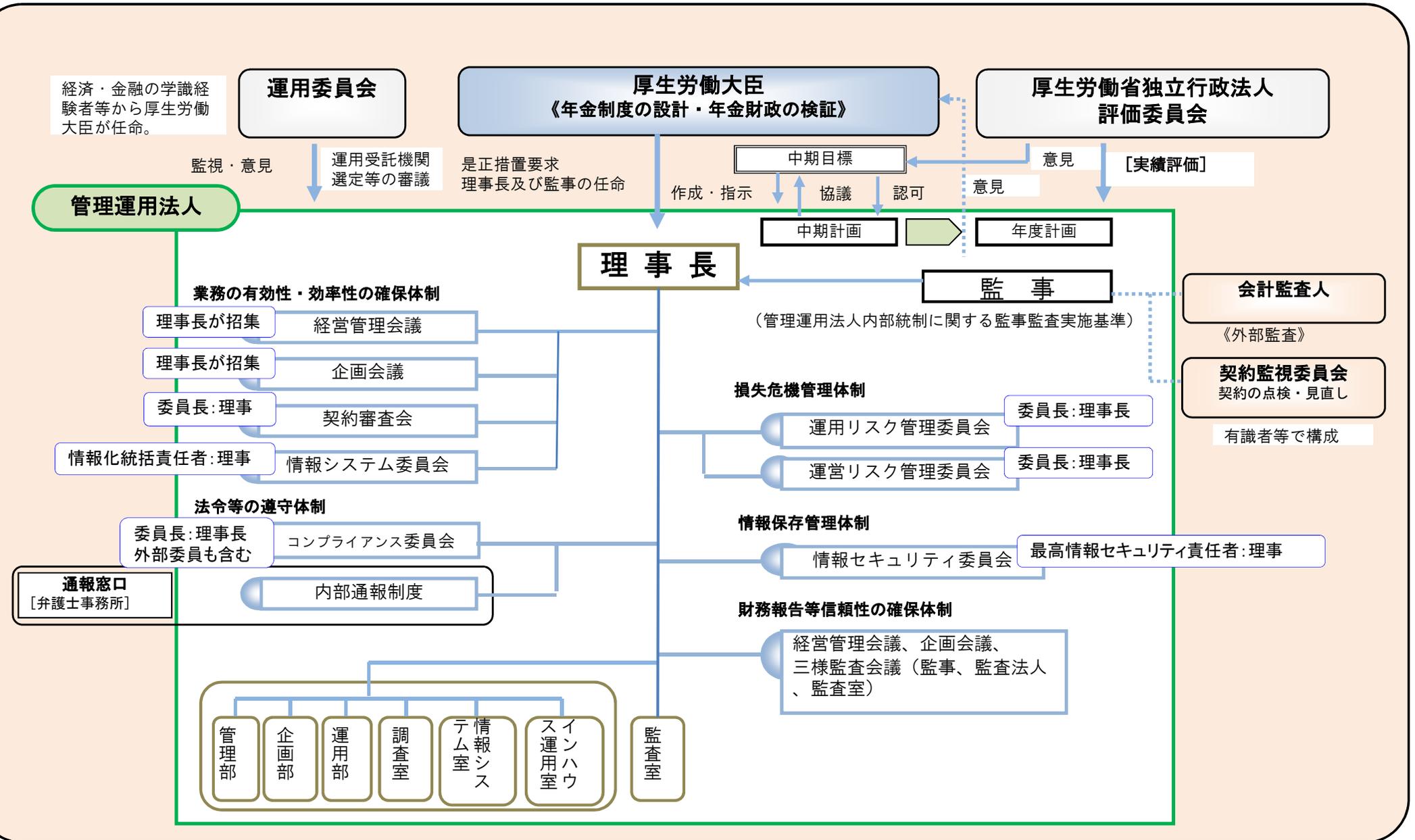
- 審議事項(内規により運用委員会の承認が必要な事項)
  - ・業務方法書の作成又は変更
  - ・中期計画(基本ポートフォリオ含む)の作成又は変更
- 上記のほか議論している事項
  - ・管理運用方針の改正
  - ・運用受託機関構成の見直し
  - ・運用対象の追加 等
- ※運用状況その他の管理運用業務の実施状況の監視も行う
- 法人運営関係
  - ・人事関係
  - ・訟務関係
  - ・情報公開(開示決定等)
  - ・年度計画の作成、変更
  - ・財務諸表の作成
- 管理運用関係
  - ・基本ポートフォリオの検証
  - ・管理運用方針の制定・改正
  - ・運用受託機関、資産管理機関の評価
  - ・運用受託機関からの資金の回収・配分の決定
  - ・資金の短期運用の実施方針の決定
  - ・リバランスの実施

# 有識者会議提言における目指すべきガバナンスの仕組み



(注) 理事会本体は基本ポートフォリオ・運用対象等の基本的事項を審議・決定し、より具体的な運用計画・実施方針等については、一部の理事等で構成される投資委員会が審議・決定する仕組み。なお、投資委員会のほか、リスク管理委員会・ガバナンス委員会等の設置についても検討。

# リスク管理等に関する体制



## 基本ポートフォリオ見直しに併せたガバナンス体制の強化について

- 基本ポートフォリオの変更(平成26年10月31日付)に併せて、運用委員会から理事長に対し、ガバナンス体制の強化について建議があったこと等を踏まえ、以下について実施。

### 内部統制 の強化

- ・ ガバナンス会議の設置
- ・ 「投資原則」、「行動規範」策定
- ・ コンプライアンスオフィサー新設、等

### リスク 管理体制 の強化

- ・ マクロ経済分析や市場予測
- ・ 運用資産と年金給付の一体分析
- ・ 複線型リスク管理
- ・ 専門人材の強化、等